

## 漁業法第31条に基づくくろまぐろの採捕の数量の公表について

漁業法第31条に基づき、北海道くろまぐろ（大型魚）日高漁船漁業における第7管理期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和3年4月19日

北海道知事

- 1 当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量に対する割合

99.26パーセント（A/B）

〔・漁獲量：992.6キログラム（A）〕  
〔・漁獲可能量：1,000.0キログラム（B）〕